新潟県自立支援協議会設置要綱

１　目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の３第１項の規定に基づき、障害者等への支援体制の整備に関する協議を行うため、新潟県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 相談支援体制の整備に関すること
(2) 社会資源の開発及び改善等に関すること
(3) 相談支援従事者の人材確保・養成に関すること
(4) 県障害福祉計画に関すること
(5) その他必要な事項

３　構成等

(1) 協議会は、次に掲げる者のうちから福祉保健部長が依頼する20人以内の委員で構成する。

ア　学識経験者
イ　障害者（障害者団体関係者を含む。）
ウ　相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者
エ　保健・医療関係者
オ　雇用関係機関担当者
カ　市町村障害福祉担当者
キ　教育関係者
ク　新潟県高次脳機能障害支援拠点運営委員会委員
ケ　発達障害者支援体制整備検討委員会委員

(2) 協議会の会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
(3) 会長は、協議会の事務を統括する。
(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

４　任期

(1) 委員の任期は、３年とする。ただし、前項(1)カから選任された者にあっては１年とする。なお、再任を妨げない。

(2) 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　運営

(1) 協議会は、必要に応じて会長が招集する。
(2) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を述べさせることができる。
(3) 協議会の事務局は、福祉保健部障害福祉課内に置く。
(4) 事務局は、必要に応じて関係地域機関を参加させることができる。
(5) 事務局は、協議会に付すべき事項についてあらかじめ検討するほか、会長の指示する事項を処理する。

６　部会

(1) 協議会に次の部会を置く。

名　称	協　議　事　項
圏域部会	各障害保健福祉圏域における相談支援体制に関すること
精神障害者支援体制構築部会	精神障害者の支援体制構築に関すること
就労支援部会	障害者の就労支援に関すること
療育支援部会	障害児(者）の療育支援に関すること
権利擁護部会	障害者の虐待防止、差別解消、その他の権利擁護に関すること

(2) 圏域部会は、各障害保健福祉圏域ごとに置くものとし、各圏域全体の支援体制の整備に関し、地域振興局健康福祉環境部等が開催する連絡調整会議をもってこれに充てるものとする。
(3) 支援体制構築部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。
(4) 就労支援部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。
(5) 療育支援部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。
(6) 権利擁護部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

7　その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

1　この要綱は、平成18年12月18日から実施する。

2　平成19年３月31日以前に就任した委員の任期は、４(1)の規定にかかわらず、３(1)ア、イ、エ及びオの者のうちから選任された者にあっては、平成21年３月31日まで、３(1)ウ及びカの者のうちから選任された者にあっては、平成19年３月31日までとする。

附　則

1　この要綱は、平成19年11月27日から実施する。

2　平成20年３月31日以前に就任した３(1)キの者のうちから選任された委員の任期は、４(1)の規定にかかわらず、平成21年３月31日までとする。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成20年12月19日から実施する。

附　則

この要綱は、平成21年４月１日から実施する。

附　則

1　この要綱は、平成22年８月１日から実施する。

2　平成23年３月31日以前に就任した３(1)ウの者のうちから選任された委員の任期は、４(1)の規定にかかわらず、平成23年３月31日までとする。

附　則

1　この要綱は、平成24年１月18日から実施する。

2　平成24年３月31日以前に就任した３(1)クの者のうちから選任された委員の任期は、４(1)の規定にかかわらず、平成24年３月31日までとする。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から実施する。

附　則

１　この要綱は、平成25年４月１日から実施する。

２　平成27年３月31日以前に就任した３(1)イの者のうちから選任された委員の任期は、４(1)の規定にかかわらず、平成27年３月31日までとする。

附　則

この要綱は、平成26年３月19日から実施する。

附　則

この要綱は、平成27年12月25日から実施する。

附　則

この要綱は、平成28年10月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から実施する。